

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日報告

藤岡市長 新井利明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成28年10月13日

藤岡市長 新 井 利 明

記

- 1 損害賠償の額 12,917円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成28年8月11日（木）午前8時頃、市道6637号を歩行中の相手方が、藤岡市藤岡2006番地9先において、交差点から進入してきた車を避けようとして路肩の側溝側に寄った際に、側溝上の段差につまずき、転倒して顔などを打ったものである。